

労働安全衛生規則(食品加工用機械関係) が改正されます ~平成25年10月1日施行~

食品加工用機械による労働災害の防止を図るため、新たに作業の特性に応じた労働災害防止措置が規定されます。

また、目詰まり等の調整時における労働災害防止措置も新たに規定されます。

1 対象となる食品加工用機械



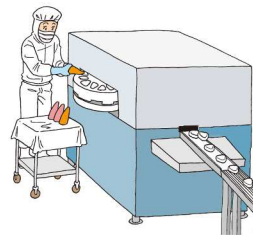
「切断機及び切削機」
スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により食品の原材料の切断又は切削を行う機械
(左の写真はチョップカッター)



「粉砕機及び混合機」
ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分により食品の原材料の粉砕、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械
(左の写真はミキサー)



「ロール機」
製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料の圧延を行う機械
(左の写真は製麺用ロール機)



「成形機及び圧縮機」
おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械

2 食品加工用機械に係る主な労働災害事例

原材料加工部分に手を入れて可動部分により負傷する

稼働させたまま清掃して可動部分により負傷する

このような災害は平成24年中に青森県内において18件(休業4日以上)発生している

3 必要となる措置の内容(解説については裏面参照)

切断機・切削機による切断・切削に必要な部分以外への覆い等の設置(第130条の2)
切断機・切削機への原材料の送給・取り出し時には、原則として、機械の運転を停止するか用具等を使用する(第130条の3・4)

粉砕機・混合機への原材料の送給・取り出し時には、原則として、機械の運転を停止するか用具等を使用する(第130条の6・7)

(粉砕機・混合機の開口部への蓋等の設置は改正前から規定)

ロール機の危険な部分への覆い等の設置(第130条の8)

成形機・圧縮機に挟まれるなどの危険があるときは覆い等を設置(第130条の9)

機械の目詰まり等の調整時には、原則として、機械の運転を停止する(第107条)

(機械の掃除、給油、検査又は修理における運転停止等は改正前から規定)

4 必要となる措置の解説(平成25年4月12日付け基発0412第13号通達)

切断機・切削機への覆い等の設置(第130条の2)

・「覆い、囲い」には、可動式ガードが含まれる。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましい。

・「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれる。

切断機・切削機の原材料送給・取り出し時における機械の運転停止等(第130条の3・4)

・「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合をいう。

・「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取り出し器具が含まれる。

・「用具等」の「等」には、手で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれる。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要がある。

・「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でない。

粉砕機・混合機の原材料送給・取り出し時における機械の運転停止等(第130条の6・7)

・「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部分の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいう。

・「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれる。

・「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥー・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げた運転させることができるものが含まれる。

・「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でない。

ロール機の危険な部分への覆い等の設置(第130条の8)

・「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれる。

・「覆い、囲い」には、可動式ガードが含まれる。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましい。

・「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれる。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要がある。

成形機・圧縮機に挟まれるなどの危険があるときの覆い等の設置(第130条の9)

・「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれる。

・「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれる。

・「覆い、囲い」には、可動式ガードが含まれる。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましい。

・「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれる。

機械の目詰まり等の調整時には、原則として、機械の運転を停止する(第107条)

・「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれる。

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いします。